

平成30年度 安堵町一般会計当初予算  
消費税引き上げ分の地方消費税(社会保障財源化分)の用途について

平成26年4月1日から、消費税及び地方消費税が5%から8%へ引き上げられたことに伴う、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費(事務費や事務職員人件費は除く)に充てるものとされています。平成30年度安堵町一般会計当初予算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税社会保障財源交付金(社会保障財源分) 50,916千円  
【歳出】 地方消費税社会保障財源交付金(社会保障財源分)が充てられる社会保障施策に要する経費 323,605千円

(単位:千円)

			財 源 内 訳				うち地方消費税交付金(社会保障財源化分)	
			特定財源			一般財源		
区 分	事 業	予 算 額	国県支出金	地方債	その他			
社会福祉費	老人福祉費	71,609	653		1,179	69,777	328	
	医療対策費	52,093	19,374		10	32,709	5,554	
	自立支援給付費	118,271	87,978			30,293	16,950	
	地域生活支援事業費	14,084	6,216			7,868	542	
	小 計	256,057	114,221		1,189	140,647	23,374	
	児童福祉費	児童福祉総務費	16,401	7,794		3,636	4,971	2,342
	児童福祉費	児童措置費	99,383	79,539			19,844	14,325
保健衛生費	保育園費	170,163	10,662		36,179	123,322	6,128	
	小 計	285,947	97,995	0	39,815	148,137	22,795	
	予防費	17,728				17,728	2,542	
保健衛生費	保健衛生費	21,449	2,835		1,521	17,093	2,205	
	小 計	39,177	2,835		1,521	34,821	4,747	
合 計		581,181	215,051	0	42,525	323,605	50,916	

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要した一般財源の比率に按分して充当しています。